

オンライン医療の推進に関する医師法以外の問題点について

1. ADHD（注意欠陥多動性障害）に関するオンライン診療について

厚生労働省の指示の下に民間団体が運営するADHD適正流通管理体制では、ADHDの患者に処方されるコンサータ錠・ビバンセカプセルの遠隔診療での処方・調剤に関して、以下のような内容が示されており、実質的に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」以外の枠組みによりオンライン診療を制約するものとなっている。

- オンライン診療によるコンサータ錠・ビバンセカプセルの処方・調剤は、厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき原則禁止となっていること。
- コンサータ錠は、緊急事態宣言の期間かつ再診時のみ、遠隔診療による処方・調剤が可能であること。
- ビバンセカプセルは規制区分が覚醒剤原料のため、遠隔診療による処方・調剤は不可であること（初診時・再診時ともに不可）。

しかしながら、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」においては、コンサータ錠・ビバンセカプセルのオンライン診療による処方を一律不可とすることを根拠づける記載はない。また、現行のコロナ特例により、初診からのオンライン診療の実施に当たり処方が不可とされているのは、麻薬及び向精神薬であるが、少なくとも再診は処方を不可とされる場合に該当しない。

ADHDの患者は相当数に上り（児童の5～10%との指摘も存在）、他方で、専門医は偏在しているとの指摘もあることから、オンライン診療を受診しやすい環境は特に重要である。適正流通管理体制を早期に見直す必要があるのではないか。

2. 要指導医薬品に関するオンライン服薬指導

現行制度では、処方箋医薬品は、薬機法においてオンラインで服薬指導を行うことが可能とされている。他方、処方箋を要せず、一般用医薬品への移行が予定されている要指導医薬品は、薬剤師からの対面での服薬指導が義務付けられており、オンラインによる服薬指導は不可とされている。

要指導医薬品は処方箋医薬品に比べ人体に対する作用が著しくないものであるため、処方箋医薬品でオンライン服薬指導が可能である一方で、指導医薬品についてはオンライン服薬指導を不可とすることは、合理性が乏しい。社会経済のデジタル化を進めていく必要がある中で、特段の事情がない限り、要指導医薬品についてもオンライン服薬指導を認める必要があるのではないか。